

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第41条 愛護動物もみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に伤害が生ずるおそれのある暴行を犯し、又はそのおそれのある行為をさせることみだりに、飼養若しくは飼水その他の飼養し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは管理することにより、動物若しくはその飼養し、又は管理する愛護動物の健康に被害を及ぼすおそれのある行為を犯し、又は飼養したものの遺棄を犯した場合は、その罪状若しくはその行為の態様が重軽な別があつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は管理することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

香芝警察署 0745-71-0110

中和保健所 0744-48-3033

動物の遺棄・虐待は

